

【札幌及びニセコ等近隣エリアを含む広域観光圏】イメージ創出  
プロモーション「定山溪温泉（JZK）をベースにした広域スキー並びにアフタ  
ースキーコンテンツ確立事業」運營業務  
公募型企画競争 提案説明書

## 1 業務名称

【札幌及びニセコ等近隣エリアを含む広域観光圏】イメージ創出プロモーション「定山溪温泉（JZK）をベースにした広域スキー並びにアフタースキーコンテンツ確立事業」運営業務

## 2 実施主体

一般財団法人札幌市スポーツ協会（さっぽろグローバルスポーツコミッション）（以下、「委託者」とする。）

## 3 業務目的

委託者は、北海道・札幌市におけるスポーツツーリズムの促進を行い、道内あらゆる地域の活性化、交流人口拡大への貢献を活動の柱に掲げ活動している。

札幌は、人口約 200 万人の大都市でありながら、年間約 5 メートルの積雪がある都市であり、都心部から 60 分以内にアクセス可能な 6 つのスキー場が点在している他、多くの観光客が訪れる観光都市であり、高度な都市機能と食や夜景、温泉といった観光客を引き付ける豊富な観光コンテンツを有している。

委託者は札幌におけるスキーツーリズムのさらなる促進のため、「定山溪温泉（JZK）」に焦点を当て、JZK をスキーベースタウンとしたスキーツーリズム促進を目指している。

JZK をスキーベースタウンとして設定することで、市内 6 スキー場への周遊はもちろん、スキーリゾート知名度の高い、ニセコ・ルスツ・キロロなどいずれも車で 90 分圏内のスキー場へのデイトリップが可能となり、特にコアスキーヤーにとっては当日の天候やコンディション等を考慮したうえで、様々なスキー場を選択でき、自由な旅程を組むことができることが魅力であることは昨年度までの事業にて証明された。

今年度は、観光庁「インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業」を活用し、特に海外スキーヤーに向けて JZK 滞在によるメリットを広く周知すべく、11 月にアメリカ・ボストンで実施される旅行博に合わせてモニターツアー商品の販売ならびに情報発信を行い、需要回復が進むインバウンドに向けて【札幌及びニセコ等近隣エリアを含む広域観光圏】のイメージ創出を図る。合わせて、JZK 滞在中に楽しめるアフタースキーコンテンツ開発に向けた調査事業を行い、JZK の現状分析と求められているニーズを明確にすることで次年度以降の事業に向けた方向性を定め、JZK の更なる魅力向上を目指すことが狙いである。

## 4 委託期間

契約締結日より、2024（令和 6）年 2 月 16 日（金）まで

## 5 業務内容

(1) 定山溪温泉（JZK）をベースにした広域スキーのためのモニターツアー実施業務

「3 業務目的」並びに以下の点を踏まえ、定山溪温泉（JZK）ステイ近隣スキーのモニ

ツアーを3本以上企画し、販売・実施すること。

- ①モニターツアーは11月3～5日にアメリカ・ボストンで実施される「Snow Bound Expo (SBE)」にて販売ができるよう造成すること。商品はインターネットでの販売・決済を原則とし、販売サイトは英語対応必須、その他言語（中国語（繁体字・簡体字）、韓国語など）も対応可能であることが望ましい。また、SBEでの販促ツールとしてモニターツアーのチラシ（英語）等を用意し集客に努めること。合わせて、現地販促員として期間中に英語対応が可能なスタッフを毎日必要数会場に配置すること。なお、SBEへの出展に係る手続きは委託者が行うため不要とする。
- ②出発日については1月2本、2月1本を目安とするが、ターゲットに対して効果的であると考えられる理由があればその限りではない。
- ③参加者は3本合わせて計12名以上を募ること。主に米豪のスキーヤーを想定し、SBE会場のほか、国内外での商談会や、DM・広告を活用してインターネットでの集客を行うこと。ツアーは有料販売を原則とする。
- ④ツアー行程は原則札幌発着とし、JZKに2泊以上かつ札幌国際スキー場を1回以上巡る内容とすること。
- ⑤安全上の観点からバック・サイドカントリーを組み込む場合は専門ガイド等を同行させること。複数のスキー場のバック・サイドカントリーを組み込む場合はスルーガイドが望ましいが、対応が難しい場合や特別な理由がある場合はこの限りではない。
- ⑥JZKが様々なスキー場に90分以内でアクセスすることが出来る「スキーベスタウン」という概念が分かる内容とすること（例：ガイドの判断により当日コンディションが一番良いスキー場へ案内するなど）。
- ⑦「温泉×スキー」という楽しみ方を訴求するような内容とすること。
- ⑧ツアー参加者全員にアンケートを実施し、当該ツアーに係る意見をもらうこと。アンケート内容についてはツアー出発日の7日前までに原案を委託者へ提示し承認を得ること。アンケートは確実に回収できる手法で、回収率100%を目指すこと。
- ⑨各々のツアー中、委託者が参加者から直接意見を聞く場を設けること。なお、その際に英語通訳が可能なスタッフを配置すること。
- ⑩ツアー実施中の記録写真、動画の撮影を行い提出すること。これらの素材についての権利は委託者に属するものとし、翌年度以降の事業PR等で使用できるように肖像権等の許諾を必要に応じて取得しておくこと。
- ⑪アンケート結果や参加者からの意見等について、集計分析を行いJZKがスキーベスタウンとして認知され、誘客可能な魅力的なスキーツアーにはどのような要素や視点が重要となるのか、モニターツアー等を通して検証し、委託者に報告すること。

## (2) インフルエンサー招聘業務

「3 業務目的」並びに以下の点を踏まえ、JZK ステイ近隣スキーのインフルエンサー招聘ツアーを1本以上企画・実施すること。

- ①誘客ターゲットについて、委託者は以下を想定しているため、これらの層に対して発

信力のあるインフルエンサーを国内・海外合わせて4名以上（うち外国人2名以上）招聘すること。これに限らず、誘客ターゲットの再選定、追加を行って良いが、その際は選定理由等を付記すること。招聘者の決定に当たっては委託者と協議し事前に承認を得ること。

<想定する誘客ターゲット>

・バック・サイドカントリースキーヤー

スキーヤーの中でも特にコアで行動力がある。極上の雪のためならばお金や移動時間も惜しまない。また、口コミや有名スキーヤーの SNS など実地経験者の情報を重要視し、仲間内での情報網や人脈を持っている人が多い。

・ゲレンデコアスキーヤー

バック・サイドカントリーまではいかないが、良質の雪を求めてファーストトラックにこだわる層。一か所に長期滞在する傾向があり、こちらも極上の雪のためならばお金や移動時間を惜しまない。

- ② ツアーは JZK に 2 泊以上かつ札幌国際スキー場を 1 回以上巡る内容とすること。
- ③ 安全上の観点からバック・サイドカントリーを組み込む場合は専門ガイド等を同行させること。複数のスキー場のバック・サイドカントリーを組み込む場合はスルーガイドが望ましいが、対応が難しい場合や特別な理由がある場合はこの限りではない。
- ④ JZK が様々なスキー場に 90 分以内でアクセスすることが出来る「スキーベースタウン」という概念を明確に発信できる内容とすること。
- ⑤ 「温泉×スキー」という楽しみ方を訴求するような内容とすること。
- ⑥ 招聘するインフルエンサーには適宜情報発信を行ってもらうこと。媒体は問わないが、リーチが見込まれる範囲を事前に提示すること（アクセス数、再生回数など）。また、発信の際はハッシュタグキーワード「#japanexperience\_2023」を必ず挿入するほか、スキー利用者が検索するであろうキーワードも入れること（例：sapporo、ski、JAPOW など）。
- ⑦ 招聘者にアンケートを実施し、当該ツアーに係る意見をもらうこと。アンケート内容についてはツアー出発日の 7 日前までに原案を委託者へ提示し承認を得ること。

(3) アフタースキーで楽しめるコンテンツ開発に向けた調査業務

「3 業務目的」並びに以下の点を踏まえ、定山溪温泉（JZK）で楽しめるアフタースキーコンテンツの開発に向けた調査事業を実施し、JZK に適したコンテンツの提案を行うこと。

- ① 調査する内容は 1：JZK に求められているニーズ・コンテンツ内容分析（アンケート調査）、2：JZK の現状調査（飲食店・土産物屋の件数及び営業状況、アクティビティ等既存コンテンツの状況など）、3：1・2 を踏まえて今後 JZK で開発するコンテンツの提案（コンテンツの詳細内容・実施期間・実施体制・経費見積など）の 3 点とする。なお、JZK 宿泊を前提としたコンテンツであれば JZK エリア内での実

施にはこだわらない。また、提案にあたってはモニターツアーを実施したうえで10名以上の参加者から意見収集を行うこと。モニターツアーは(1)に組み込むことも可とする。

- ②提案に際して他地域の事例など参考にしたものがある場合はその資料も添え、JZKでの展開に当たって工夫した点を明示すること。
- ③アンケート調査については、モニターツアー参加者並びに近隣スキー場の利用者、JZK 宿泊利用者などを対象に1,000人以上の回答を集めること。内容は回答者の属性・宿泊地(JZK)に求めるものなど提案者側で必要な内容を精査して提示し、契約後に委託者と相談の上最終決定すること。
- ④JZKの現状調査については、コロナ禍を経て営業を取りやめた飲食店や土産物店も散見されることから、改めて現在JZKで楽しめるナイトコンテンツを精査することを目的とし、コンテンツ開発に当たっての基礎資料として扱うこと。また、調査にあたっては、関係機関へのヒアリングや現地調査など生の情報収集に努めることとし、WEBのみでの情報収集は不可とする。
- ⑤提案するコンテンツ内容は次年度以降実施することが可能であることを前提とする。建物整備など巨額の費用、膨大な時間が必要なものは原則認めない。また、既存コンテンツのブラッシュアップ提案でも可とするが、その場合は単に多言語化対応や規模を拡大するだけではなく、新たな付加価値の提案・スキーヤーを呼び込むための仕組み構築など、当事業の趣旨に合った具体的な内容に磨き上げること。

※各事業の進捗状況を確認するため、11月以降の毎月25日(土日祝の場合は翌平日)までに委託者へ月例報告を実施すること。報告様式等は別途委託者より指示する。

## 6 企画提案を求める内容

### (1) 実施方針

JZKをベースタウンと設定した上で、様々なスキー場への周遊を行うにあたり、現状と課題についての認識を示し、本事業に当たっての基本的な考え方、企画のねらいを明らかにすること。

### (2) モニターツアーについて

モニターツアーの実施案について具体的に提案すること。

- ・行程
- ・募集人数
- ・募集方法(募集媒体及びその理由)
- ・参加者負担金額

※なしでも可。徴収する場合、金額及びその考え方について明らかにすること

- ・アンケート設問 など

### (3) 招聘事業について

「3 業務目的」並びに「5 業務内容 (1)」で示した要件を踏まえ、ターゲットにリーチするのに有効と思われる招聘者を選定すること。また、招聘者のフォロワーがどのような層であるかも明らかにすること。

### (4) 調査事業について

調査事業の内容について、調査手法やスケジュール、アンケート内容など具体的に提案すること。なお、プロポーザルの時点では開発するコンテンツ内容についての説明は求めない。

### (5) 見積り

業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積を示すこと。

### (6) 業務のロードマップ

業務のプロセス及びスケジュールについて、打合せの回数や内容等も含めて具体的に示すこと。

### (7) 効果測定

本事業の効果・成果を図るためのアウトカム指標を設定し、その目標値を示すこと。

### (8) 独自提案事項

本業務を実施するにあたり、提案者が上記以外の事柄で、必要、効果的と考える事柄があれば提案すること。

## 7 提案限度額

12,000,000 円 (税別)

※本業務について上記金額内での提案を募集するものであり、契約予定価格ではない。

※各事業の内訳として、(1)定山溪温泉 (JZK) をベースにした広域スキーのためのモニターツアー実施業務：5,000,000 円程度、(2)インフルエンサー招聘業務：3,000,000 円程度、(3)アフタースキーで楽しめるコンテンツ開発に向けた調査業務：4,000,000 円程度を目安とし、それぞれの内訳が分かるように提案を行うこと。

## 8 スケジュール

日程	内容
2023 年 9 月 26 日 (火)	本公募の公告
2023 年 9 月 29 日 (金)	事前質問の受付期間終了
2023 年 10 月 4 日 (水)	プロポーザル参加申込書・誓約書の提出期限

2023年10月11日(水)※正午必着	企画書等の提出期限
2023年10月13日(金)	選考委員会（ヒアリング）
2023年10月13日(金)	結果通知（予定）
2023年10月16日(月)	契約交渉優先順位に基づき最終交渉

## 9 事前質問の受付

### (1) 質問範囲

提案説明書に関する質問の受付を行う。

### (2) 質問方法

様式1【事前質問用紙】に必要事項を記載し、電子メールにて提出すること。

### (3) 回答方法

いただいた質問事項に関する回答については、電子メールにて随時お知らせし、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容をさっぽろグローバルスポーツコミッションのホームページで公表する。来訪・電話等による応対は行わないものとする。

### (4) 提出期限

2023年9月30日(金) 正午まで（必着）

## 10 プロポーザル参加申込書・誓約書の提出

### (1) 提出方法

様式2【プロポーザル参加申込書】、様式3【誓約書】に必要事項を記載し、押印のうえ持参または郵送で提出すること。参加資格要件を満たさない参加事業者については、不合格とする場合があるため注意すること。

### (2) 提出期限

2023年10月4日(水) 17:00まで（必着）

## 11 企画書等の提出

### (1) 企画書（様式は自由、A4、両面使用）

事業概要を踏まえ、「6 企画提案を求める内容」(1)～(8)について提案すること。

### (2) 提出方法

上記企画書を以下の形で「18 連絡先及び提出先」へ持参または郵送（書留郵便等配達状況を確認できるものに限る）にて提出を行うこと。

ア 表紙に提案書の団体名称を記載したもの（紙媒体 3部）

イ 提案者の団体名称が記載されていないもの（紙媒体 10部）

ウ 上記ア、イのPDFデータ（CD又はDVD又はUSBなどの媒体）（1部）

### (3) 提出期限

2023年10月11日(水) 正午まで（必着）

### (4) その他の留意事項

- ア 申込書類の作成・提出に係る費用は申込者の負担とする。
- イ 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。
- ウ 提出のあった申込書類は返却しない。
- エ 同一の申込者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- オ 審査の公正を期すため、企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなど、企画競争参加者を特定できる表示を付さないこと。

## 12 選定方法

【札幌及びニセコ等近隣エリアを含む広域観光圏】イメージ創出プロモーション「定山溪温泉（JZK）をベースにした広域スキー並びにアフタースキーコンテンツ確立事業」運営業務企画提案審査委員会（以下「委員会」とする。）が、別添「評価項目及び評価基準表」に基づき総合的に審査し、最も優れた企画提案者を優先交渉者として選定する。

### (1) 日時

2023年10月13日(金) 10:00～

### (2) 方法

委員会による、ヒアリング審査

### (3) その他

- ア 評価の結果は、提案者全員に文書により通知する。
- イ 提案者が1者となった場合、委員会が定める最低評価基準点（総合得点の6割）を超えた場合のみ契約候補者として選定する。
- ウ 委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

## 13 参加資格要件

参加者は、次の要件を全て満たすこと。ただし、下記(5)の要件を満たしていない場合であっても、その他の要件を満たしている場合は、下表に定める必要書面を参加申込書と同時に提出を行うことで、参加の申し込みを行うことができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市の競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。
- (6) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その



他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

(8) 観光庁における旅行業登録業者であること

※複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが(1)～(7)を満たす必要がある。また、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

＜札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものが提出する書面＞

提出書面	備考
ア 申出書	(様式 4)
イ 登記事項証明書	※登記は現在事項証明または全部事項証明 (写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
ウ 財務諸表 (直前2期分)	貸借対照表、損益計算書
エ 納税証明書 (市区町村税)	※本店 (契約権限を委任する場合は受任先) の所在地の市区町村が発行するもの (写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
オ 納税証明書 (消費税・地方消費税)	※未納がない旨の証明書 (その3の3) (写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの

#### 14 参加資格の喪失

企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで (契約候補者にあつては契約を締結するまで) の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で委員会の会員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき

#### 15 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者

## 16 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 委員会が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を委員会が利用（必要な改変を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、委員会に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

## 17 その他

- (1) 本プロポーザル参加に係る費用及び契約締結までに要する一切の費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 原則として有効に提出された書類の差し替え、追加及び削除は一切認めないものとする。
- (3) 本プロポーザルで提案いただく内容は、「定山溪温泉（JZK）をベースにした広域スキー並びにアフタースキーコンテンツ確立事業」のプロモーション等業務委託者を選考するための審査材料であり、選考結果の通知後に事業者との事業実施条件等の詳細を最終協議し、双方合意のうえ契約を締結する。
- (4) 業務上知り得た一切の事項については、他に漏らさないこと。委託者が提供した資料及び情報を第三者に提供し、目的外に使用しないこと。特に、個人情報に関して、収集を行う際は、当該事務の目的を達成するための必要な範囲内で適法かつ適正な方法により行い、業務により知り得た個人情報については、漏えい、滅失又は毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (5) 本年度活用する観光庁「インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業」に伴い、観光庁その他関係機関より当該事業についての報告や情報開示請求等がある場合は、委託者の指示に従い速やかに対応すること。

## 18 連絡先及び提出先

〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目1番地7 ORE 札幌ビル9階  
さっぽろグローバルスポーツコミッション 担当：山田、山崎、福井  
（一般財団法人 札幌市スポーツ協会）  
TEL：011-200-0905 / FAX：011-200-0314  
E-mail：[sports@sgsc.jp](mailto:sports@sgsc.jp)

以上

## 「評価項目及び評価基準表」

評価基準点は「5点：非常に優秀 4点：優秀 3点：普通 2点：やや劣る 1点：劣る」とし、「評価基準点×係数」により評価点を求めるものとする。

同点を得た参加事業者が2者以上あった場合は、①「企画力」の評価点数が高い提案者、①も同点の場合は②「実施方針」の高い提案者を優先採用とする。

提案者が1者となった場合は、委員会が定める最低基準点（総合得点の6割）を超えた場合に限り優先交渉団体とする。

評価分類1	評価分類2	評価基準	係数	配点
実施方針 (10点)	事業の理解度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の課題認識が的確であり、本業務の目的を正確に理解した提案となっているか。</li> <li>・事業実施の狙いが明確であり、それを達成できる具体的な提案内容となっているか。</li> </ul>	2	10
企画力 (65点)	モニターツアー実施事業について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニターツアーの数は十分に設定されているか。</li> <li>・モニターツアーの設定日、行先、行程、募集人員は妥当か。</li> <li>・モニターツアーの募集方法は妥当かつ効果的か。</li> <li>・参加者負担金の設定及び考え方は妥当か。</li> <li>・アンケート設問は参加者の意見を吸い上げ、今後の課題解決や事業推進の方向性を適切に考察できる内容となっているか。</li> </ul>	5	25
	インフルエンサー招聘事業について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5(1)で定める「スキーベースタウン」、「温泉×スキー」、について、具体的な発信がなされ、周知、拡散が期待できる内容となっているか。</li> <li>・想定するターゲットの特性を理解し、訴求する内容となっているか。</li> <li>・インフルエンサーの選定は適切か。</li> <li>・夕食について参加者に飽きさせないための工夫はなされているか。</li> </ul>	4	20
	コンテンツ開発調査事業について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査の手法は適切か</li> <li>・アンケートの実施方、対象者は適切か</li> <li>・アンケート設問は参加者の意見を吸い上げ、今後の課題解決や事業推進の方向性を適切に考察できる内容となっているか。</li> </ul>	4	20
事業費 (5点)	見積り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費の総額、内訳は妥当か。</li> </ul>	1	5

計画性 (5点)	業務のロードマップ	・計画的かつ現実的な実施スケジュールとなっているか	1	5
成果指標 (10点)	効果測定	・設定したアウトカム指標は、予算規模に比して妥当かつ適切なものか。	2	10
その他 (5点)	独自提案	・独自の提案が本体提案と一体感があり、事業の実施水準を高めることが期待できる内容となっているか。	1	5
合計				100